

前回（1月5日）の御指摘・御提案に対する考え方

令和3年1月8日

内閣官房新型コロナ対策室

厚生労働省

【立憲民主・国民・社民・無所属 配付資料】

1月5日の御指摘・御提案	考え方
<p>○ 緊急事態宣言に伴う時短営業措置は、影響が大きいことから、対象業種・対象地域などについて根拠を説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的対処方針等諮問委員会において紹介されたとおり、クラスターの種類としては、医療・福祉施設を除くと飲食関連が最も多く、急所である「飲食」を伴うものを中心に対策を講じることとしているもの。 ・ 対象地域については、現下の感染状況や医療提供体制の状況等を踏まえて判断し、基本的対処方針等諮問委員会において了承いただいたもの。
<p>○ より強い強制手段をとるにあたっては、十分な補償が前提である。解除の条件や期間を明確にし、対象を関連業者などにも拡大するとともに、事業規模に応じた補償をすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解除の考え方や期間については、基本的対処方針においてお示しをしている。 ・ 営業時間短縮要請の対象となる事業者に対する支援として、「協力要請推進枠」の拡充を行う。 ・ また、営業時間短縮要請の影響が及ぶ中小・小規模事業者に対しても支援を行うべく検討中。併せて、先般の総合経済対策・第3次補正予算案に盛り込んだ各種施策（雇用調整助成金の特例や官民の実質無利子・無担保融資の延長等）により支援を図る。
<p>○ 無症状感染者による感染拡大が進んでいることから、特に医療機関や介護施設など重症化リスクの高い職場で働く方々の検査を強化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の感染状況に応じて、医療機関や介護施設等に勤務する方や入所者への検査を積極的に実施するように都道府県等に求めている。

【特措法に関する御指摘等】

1月5日の御指摘・御提案	考え方
<p>○ 都道府県行動計画・市町村行動計画に、都道府県間、市町村間の相互応援の円滑な実施に関する事項を追加。国・都道府県知事・市町村長間において、病床ひっ迫時の対応等のための連携を強化。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体間等の相互応援の円滑な実施や情報共有については、現行法第7条第2項第5号（都道府県行動計画）や第8条第2項第4号（市町村行動計画）の「新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項」が規定されている。この規定に基づき、御指摘の事項について各自治体の行動計画に反映されるよう地方公共団体に促す。 ・ また、現行の第6条第2項第6号の政府行動計画の記載事項として「地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項」とある。これに基づいて御指摘の事項を政府行動計画に盛り込むことで、御指摘の趣旨を体现することを図る。
<p>○ 感染者に対する差別対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>御指摘を踏まえ、差別対策に係る規定を設けることを検討。</u>
<p>○ 国は、基本的対処方針の策定又は変更の際に、都道府県が意見を述べる機会を設ける。また、都道府県の自主性及び自立性に配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法（第24条第4項）において、知事は基本的対処方針の策定又は変更について意見を述べることは可能である。都道府県からいただいた意見・要望はしっかりと踏まえながら対応する。
<p>○ 知事は緊急事態宣言の発出・解除・期間延長・区域変更、基本的対処方針の変更を国に要請できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法（第24条第4項）において、知事による緊急事態宣言の発出・解除・期間延長・区域変更、基本的対処方針の変更を要請することは可能である。都道府県からいただいた意見・要望はしっかりと踏まえながら対応

<p>○ 地域毎に柔軟に緊急事態宣言を発出できるよう、緊急事態宣言発令の要件である「全国かつ急速なまん延」を、客観的な事実認定によるもの及び主観的・政治的な判断を伴うもの等に整理する。</p>	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置が、新型インフルエンザ等の大規模なまん延によって引き起こされうる国民生活及び国民経済の混乱に対処するためのものであることを踏まえれば、「全国かつ急速なまん延」という要件は必要。 その上で、御指摘を踏まえ、緊急事態宣言前の段階において、地域毎に実効的な対応ができるような法制度とすることを検討。
<p>○ 緊急事態宣言下において、知事は休業要請の対象施設に立入検査できる。これを拒んだときは、要請に係る措置を講ずるよう指示でき、それを公表しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>御指摘を踏まえ、緊急事態宣言下において立入検査規定を設ける方向で検討。</u>ただし、一般に立入検査権は、罰則や命令等の強制的な措置の前提として付与されるものであることに留意しながら検討。
<p>○ 罰則を設けることには反対。(特に刑事罰を設けることには反対。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が行う要請について、実効性の確保を図ることは必要と考えているが、その検討に当たっては、事業者や個人の権利に十分配慮する。
<p>○ 緊急事態宣言下における休業等の要請に応じた事業者に給付金を支給し、国は費用を全額負担する。</p> <p>○ その際、事業者は、生産者、卸売業者など関連業者も含む。</p> <p>○ 緊急事態宣言時以外の休業等の要請に応じた事業者に対しては、給付金を支給することができ、国は費用の一部を負担する(地方負担分については地方債を発行できる)。</p> <p>○ 給付金の支給に当たっては、一律ではなく、事業規模等に応じたものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>御指摘を踏まえ、事業者に対する支援を規定することについて検討。</u> 休業要請等に応じた事業者への給付金の支給について、費用全額を国が負担することは、適切な要請対象を選定する観点から慎重な検討が必要。 給付金を事業規模等に応じたものとするについては、要請の実効性確保の観点からすれば、迅速な給付を行うため簡易な仕組みが望ましい。一方、休業要請等の対象以外の事業者も含め、雇用調整助成金の特例のような、事業規模等に応じた支援を行っている。

<p>○ 緊急事態宣言の前から、地域や業種を限定した実効的な措置が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、緊急事態宣言前の段階において、地域毎に実効的な対応ができるような法制度とすることを検討。
<p>○ 緊急事態宣言発令前において、クラスターが発生した施設に対する営業停止の命令、罰則、補償を行う。</p> <p>○ 緊急事態宣言発令後において、施設使用制限等の命令、罰則、補償を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が行う要請について、実効性の確保を図ることは必要と考えているが、その検討に当たっては、事業者や個人の権利に十分配慮する。 御指摘を踏まえ、事業者に対する支援を規定することについて検討。
<p>○ 休業要請等を遵守した者が不利益を被ることのないよう、立入検査・公表、命令・罰則の規定を新設する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が行う要請について、実効性の確保を図ることは必要と考えているが、その検討に当たっては、事業者や個人の権利に十分配慮する。
<p>○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言前から臨時の医療施設の開設を可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>御指摘を踏まえ、緊急事態宣言時以外にも臨時の医療施設を開設できるようにすることを検討。</u>
<p>○ 国は、マスク等供給不足のおそれがある物資の生産又は輸入を事業者に対し要請することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国及び都道府県は、第 20 条第 1 項、第 24 条第 1 項に基づき、指定公共機関である医薬品等製造販売業者や運送業者に必要な対応を要請することが可能。 都道府県は、第 24 条第 9 項に基づき、指定公共機関以外の事業者に必要な対応を要請することが可能。 これらの規定も活用しながら、必要な物資が不足しないよう対応していく。
<p>○ 医療等の実施に要請・指示の対象に医療機関も加える。</p> <p>○ 医療等の実施に関して、知事による要請・指示、命令を規定する。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の患者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行法第 31 条において、知事は、医療関係者に対して医療の提供を要請・指示することが可能であり、施行令第 5 条において、要請を受けた医療機関の管理者は、医療機関の医療関係者、

<p>に医療を提供する場合、十分な経営保障を行う。</p>	<p>事務職員等を活用して実施の体制の構築を図る、とされている。御指摘を踏まえながらこの規定の適切な運用をしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法第 62 条で、要請に従って医療を行った医療関係者に対して、必要な費用を支払うこととされている。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県知事は、軽症者や無症状病原体保有者に対し、ホテル等の「感染防止滞在施設」又は居宅等から外出しないよう要請できる。都道府県知事は必要な施設を確保しなければならない。 ○ 療養施設（ホテル）を法律に明確に位置付け、必要施設数及び配置人員の確保や、入所勧告、無断外出防止を担保。 ○ 感染者の自宅療養、宿泊療養を義務づけることのできる規定を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>御指摘を踏まえ、感染症法において、宿泊療養及び自宅療養に法的根拠をもたせることについて検討。</u>併せて、その実効性の確保のための措置について、患者本人の権利の制限と社会全体の利益のバランスに留意しつつ、検討。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県知事は、（感染症法に基づく行政検査とは別に）社会経済活動の円滑化を図るため検査体制の整備に努める。 ○ 国は、検査に必要な医療機器、簡易キット等の研究開発、供給促進のため、財政上・金融上の措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済活動の中で希望により受ける検査の環境整備として、利用者による検査機関の選択に資する情報提供の強化等を進めている。 ・ また、検査機器の整備に要する費用は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により全額国庫で補助している。 ・ 研究については、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）等の枠組みにより支援。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間検査機関による陽性者情報の届出を義務化し、感染者情報を一元的に集約。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間検査機関と医療機関との提携を推進することにより、陽性者に適切に対応。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、医療機関、社会福祉施設等（介護施設、障がい者施設、保育所等）、及 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度補正予算、予備費等により、新型コロナウイルス感染症に対応

<p>びその従事者を支援するための給付金を支給するため財政上の措置を講ずる。</p>	<p>する医療従事者等への慰労金、重症患者等の病床確保のための支援等を実施。</p>
<p>○ 指定感染症2類相当の10月運用見直しの更なる改善。</p>	<p>・ 感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けの検討に当たって、医療資源を重症化リスクのある者に重点化するという柔軟な対応を可能とする方策について、検討。</p>

【感染症法・検疫法に関する御指摘等】

1月5日の御指摘・御提案	考え方
<p>○ 感染症法への新型コロナウイルス感染症の位置付けを議論すべき。</p> <p>○ 現時点で位置付けを決めるのは時期尚早ではないか。</p>	<p>・ 指定感染症の指定が最長2年までであることに鑑み、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた対策を継続できるよう、<u>新型コロナウイルス感染症を感染症法上に位置付けることについて検討。</u></p>
<p>○ 都道府県知事、保健所設置市・特別区の長は、他の知事や市区の長から求められたときは、積極的疫学調査や情報公表に必要な情報の提供を行わなければならない。</p>	<p>・ <u>御指摘を踏まえ、積極的疫学調査の結果を関係する都道府県知事・保健所設置市・特別区長の間で共有する法令上の仕組みを設けることについて検討。</u></p>
<p>○ 都道府県と保健所政令都市の感染者情報共有の一層の円滑化を進める。</p>	<p>・ <u>御指摘を踏まえ、医師の届出等が保健所設置市から都道府県にも共有されるよう担保することについて検討。</u></p>
<p>○ 国は、情報提供円滑化のための統一的な体制整備（HER-SYSなど）を行う。</p>	<p>・ <u>御指摘を踏まえ、電磁的な方法（HER-SYSなど）による情報提供を法的に位置付けることについて検討。</u></p>
<p>○ 入院措置や積極的疫学調査に関して、罰則を設けることは反対。</p>	<p>・ <u>入院措置や積極的疫学調査の実効性確保のための措置について、患者本人の権利の制限と社会全体の利益のバ</u></p>

	<p>ランスに留意しつつ、<u>全部又は一部に罰則を設けることを検討。</u></p>
<p>○ 保健所の設置基準、地衛研の法的根拠など、感染症対策の体制について、法的な面も含めて考えるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘のような感染症対策の体制のあり方については、中長期的に検討。
<p>○ 国は、行政検査、積極的疫学調査等に必要な費用を全額負担する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体には地域の感染症対策を推進する責務があり、他の措置とのバランスからも、法律で全額国庫負担とすることには慎重な検討が必要であるが、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナ地方創生臨時交付金等を活用して十分な財源を確保。
<p>○ 入国時検査と14日間隔離の義務化。入国後の移動制限の義務化。接触確認アプリ（COCOA等）の義務化等。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国時検査については、現行法においても、検疫所長又は検疫官が行う診察（検査を含む）を拒んだ者等への罰則がある。 ・ 14日間隔離、移動制限、接触確認アプリの利用に法的根拠をもたせることについて、検討。